

京都市告示第 10 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者として、元離宮二条城の入城料等の徴収及び収納事務を委託します。

平成 21 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

(元離宮二条城事務所)